

# 材料・光学系発明における進歩性判断の精密化

知財高裁 令和7年（行ケ）第10043号・第10023号「双璧」判決の統合的理解

## 第10043号事件 (光拡散層形成用塗料)



特許権者寄り  
(Pro-Patentee)

拒絶査定不服審判の「不成立  
(進歩性なし)」審決を取消し。  
特許庁による安易な容易  
想到性判断を否定。

一見すると矛盾。  
構造的には同一。

## 第10023号事件 (偏光子保護フィルム)



無効請求人寄り  
(Anti-Patentee)

特許無効審判の「不成立(特  
許維持)」審決を取消し。特  
許権者による過度に広い効果  
主張を否定。

両判決は「抽象的な定型句」を排し、  
「技術的文脈に即した論理付け」を要求する点  
で増える点で完全に一致している。

	第10043号事件	第10023号事件
技術分野	透明プロジェクションスクリーン用光拡散層形成用塗料	偏光子保護フィルム等に用いる熱可塑性樹脂組成物
問題となった選択	樹脂一般から「活性エネルギー線硬化性樹脂」を採用	甲1発明に、甲2記載の紫外線吸収剤（化合物K・O・P等）を適用
審決の方向性	進歩性なし	進歩性あり
知財高裁の結論	審決取消 (動機付け否定、効果判断不十分)	審決取消 (動機付け肯定、予測不効果否定)

# 動機付けの程度と判断基準

裁判所が求める基準：  
候補が請求項構成を満たし、作用機能上の適合性があれば、実験的に「確認・検討」する動機付けで足りる。

「単なる周知選択肢」

第10043号事件の却下理由：  
並列的な周知選択肢の1つに過ぎない場合、選ぶ動機付けにはならない。

「確認・検討へ向かう合理的契機」

「成功の確実な予見」

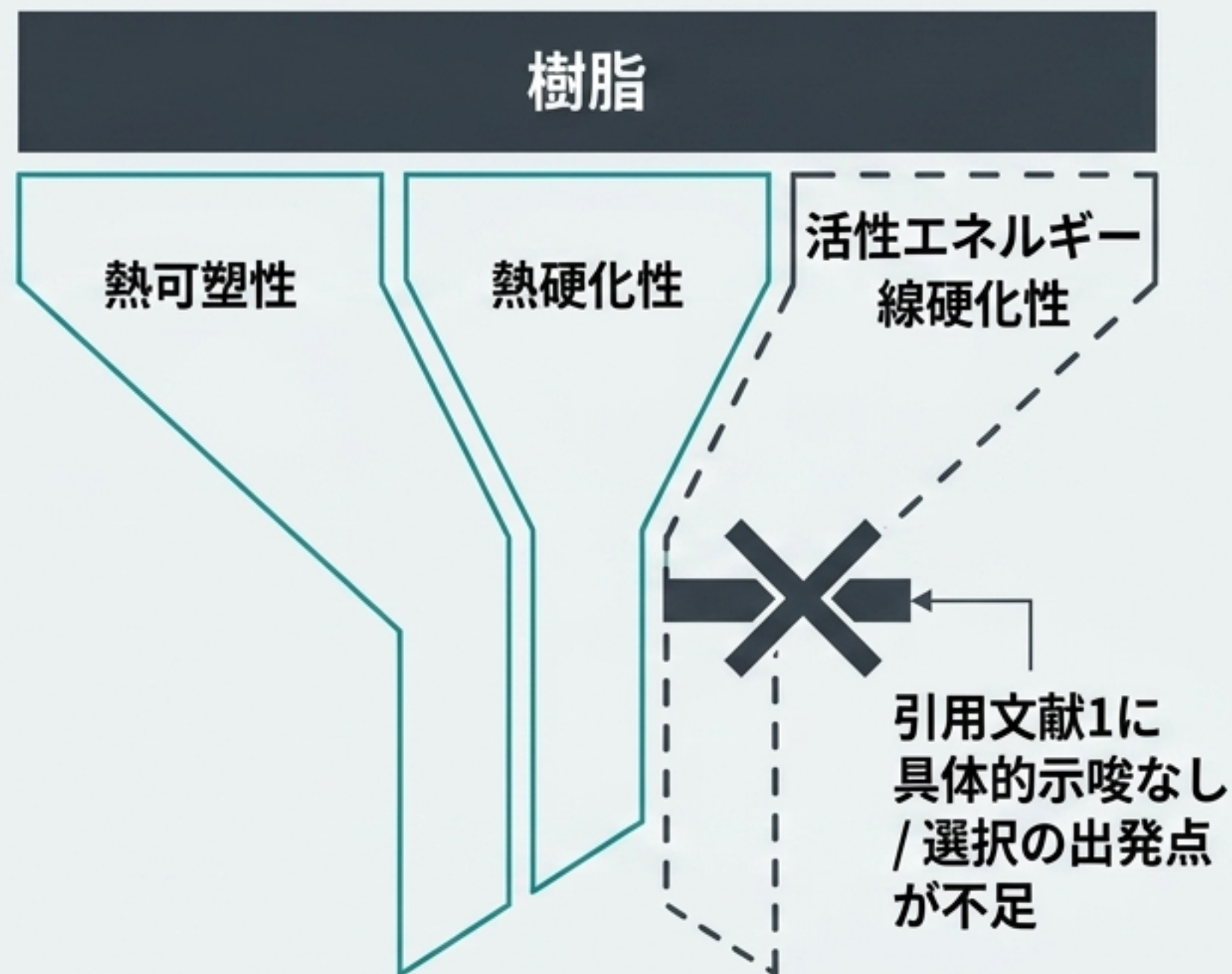
特許庁(第10023号)の誤り：  
適用後に全性能要件を確実に満たすことまで事前に認識できる必要はない。

## 第10043号事件: 「知られている」と「選ぶ理由」の峻別

裁判所は、優先日当時、透明スクリーン用樹脂の選択肢として「熱可塑性」「熱硬化性」「活性エネルギー線硬化性」の3つが知られていたことは認めた。

しかし、主引用発明の具体的な課題や作用との関係で、活性エネルギー線硬化性樹脂を積極的に選ぶ「橋渡し」が欠如していたため、動機付けを否定した。

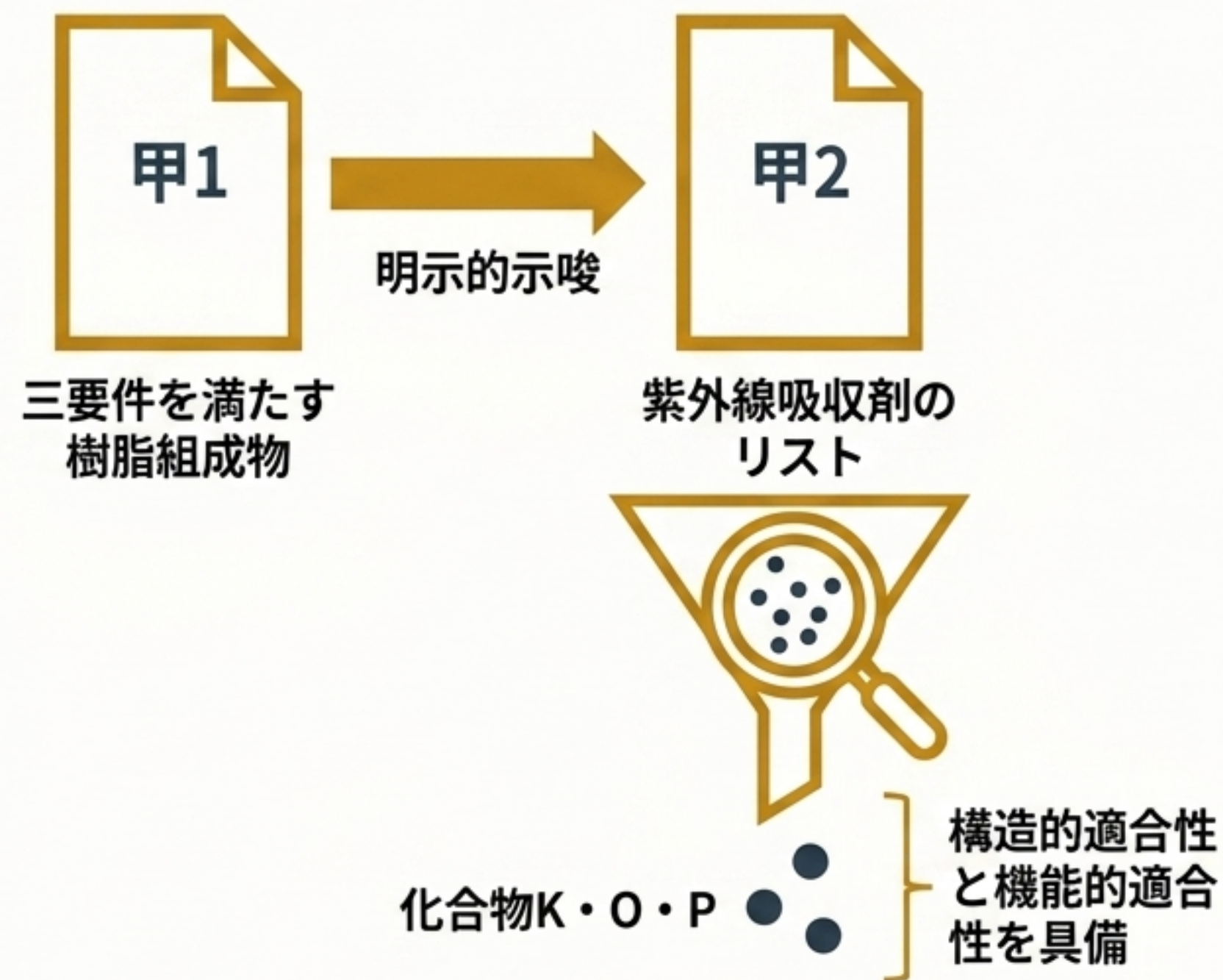
**Key Takeaway:** 「周知で使える材料である」という抽象論では足りない。



## 第10023号事件: 「確認・検討」型動機付けの成立

甲1 (主引用発明) が甲2を「適した紫外線吸収剤の出所」として明示的に示唆。  
甲2の候補化合物 (K・O・P等) が本件発明の構成を満たし、かつ機能的適合性 (高い紫外線吸収能) を有していた。

**Key Takeaway:** 具体的な技術的誘因 (橋渡しと機能的適合性) があれば、材料開発実務における「成功の確実性」までは要求されない。



# 動機付け判断における要素の対比

要素	第10043号事件	第10023号事件
主引用発明から副引用文文献への橋渡し	引用文献1に活性エネルギー線硬化性樹脂の具体的示唆なし	甲1が甲2記載紫外線吸収剤を示唆
候補の構造的適合性	樹脂三類型の一つとして一般的に存在	K・O・Pが本件構成を満たす
候補の機能的適合性	透明スクリーン用途での優位性は示されず	K・Oが高紫外線吸収能、K・Pが好ましい
裁判所の判断方向	動機付け 否定	動機付け 肯定

# 効果判断の2つの側面

## 予測可能性の実証的吟味

### ■ 第10043号事件の争点

Q Question: 出願時技術水準から予測できたか？

≡ Rule: 一般理論（例：屈折率差理論）だけで安易に予測可能としてはいけない。具体例との整合性が必須。

## 効果の請求項全域性・帰属性

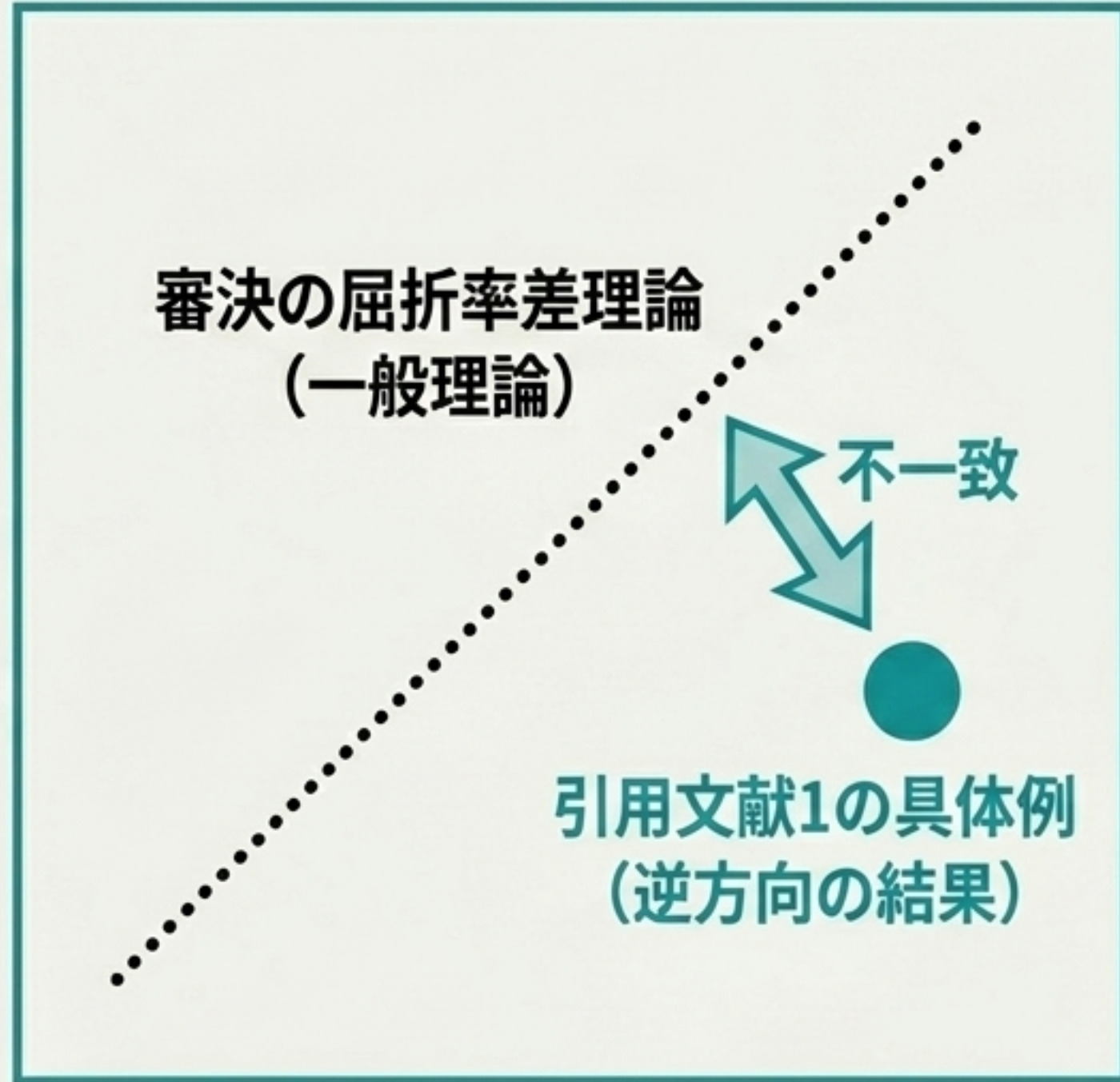
### ■ 第10023号事件の争点

Q Question: その効果は請求項に係る発明全体に帰属するか？

≡ Rule: 特定実施例の効果を、広範な請求項（例：分子量700以上）全体の効果として一般化してはいけない。

# 第10043号事件

光散乱性/ヘイズ率

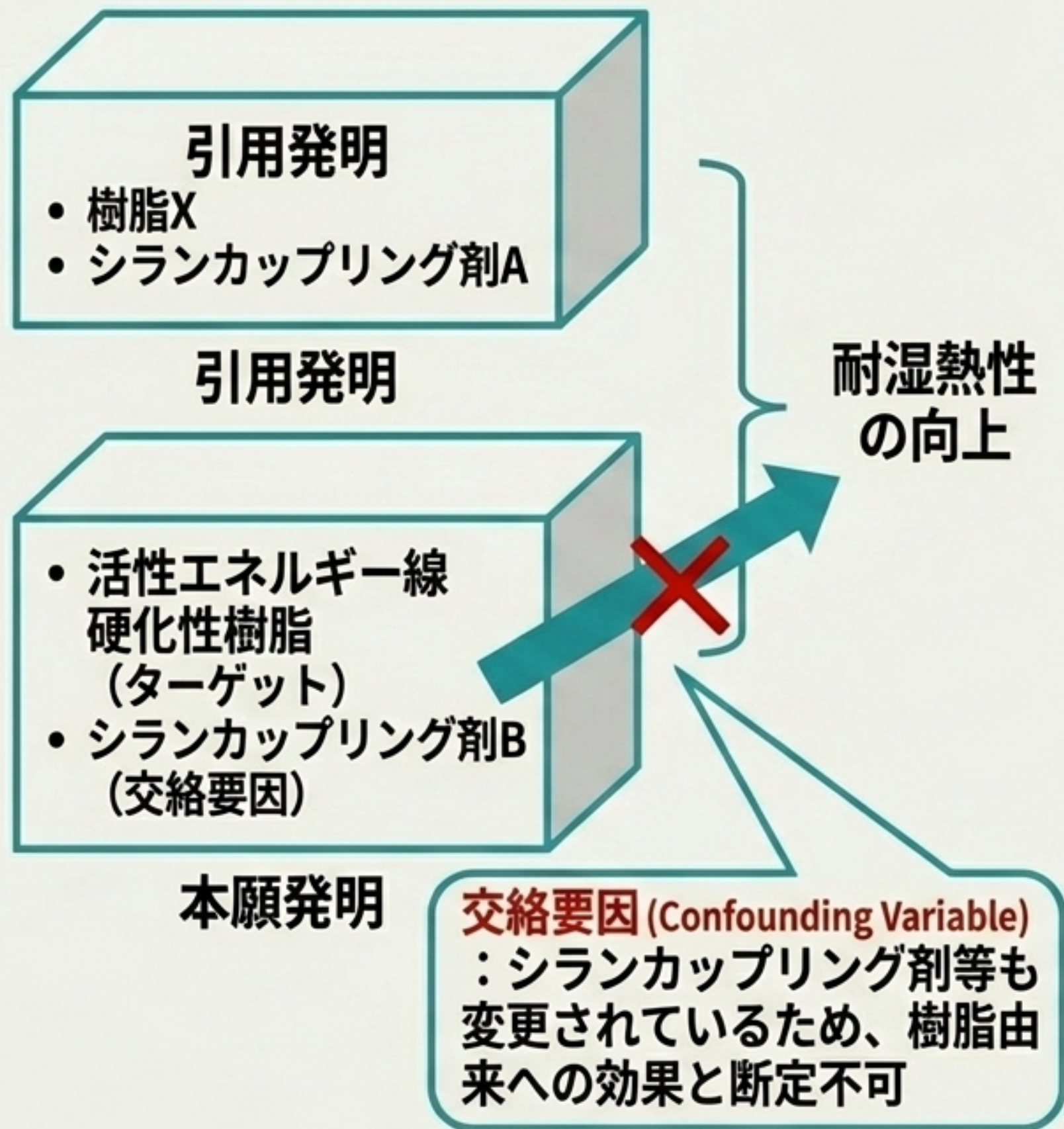


屈折率差

## 第10043号事件: 一般理論の限界

審決は「屈折率差が大きいほど光は散乱されやすい」という一般理論（屈折率差理論）に基づき、効果は予測可能と判断した。しかし、引用文献1の具体的データは、この理論と逆方向の傾向を示していた。

**Verdict:** 当該材料系の具体的実験事実  
に反する一般理論だけで、効果を予測  
可とすることは許されない。複合的要  
要因（粒子分散状態、塗膜構造など）  
の考慮が必要。

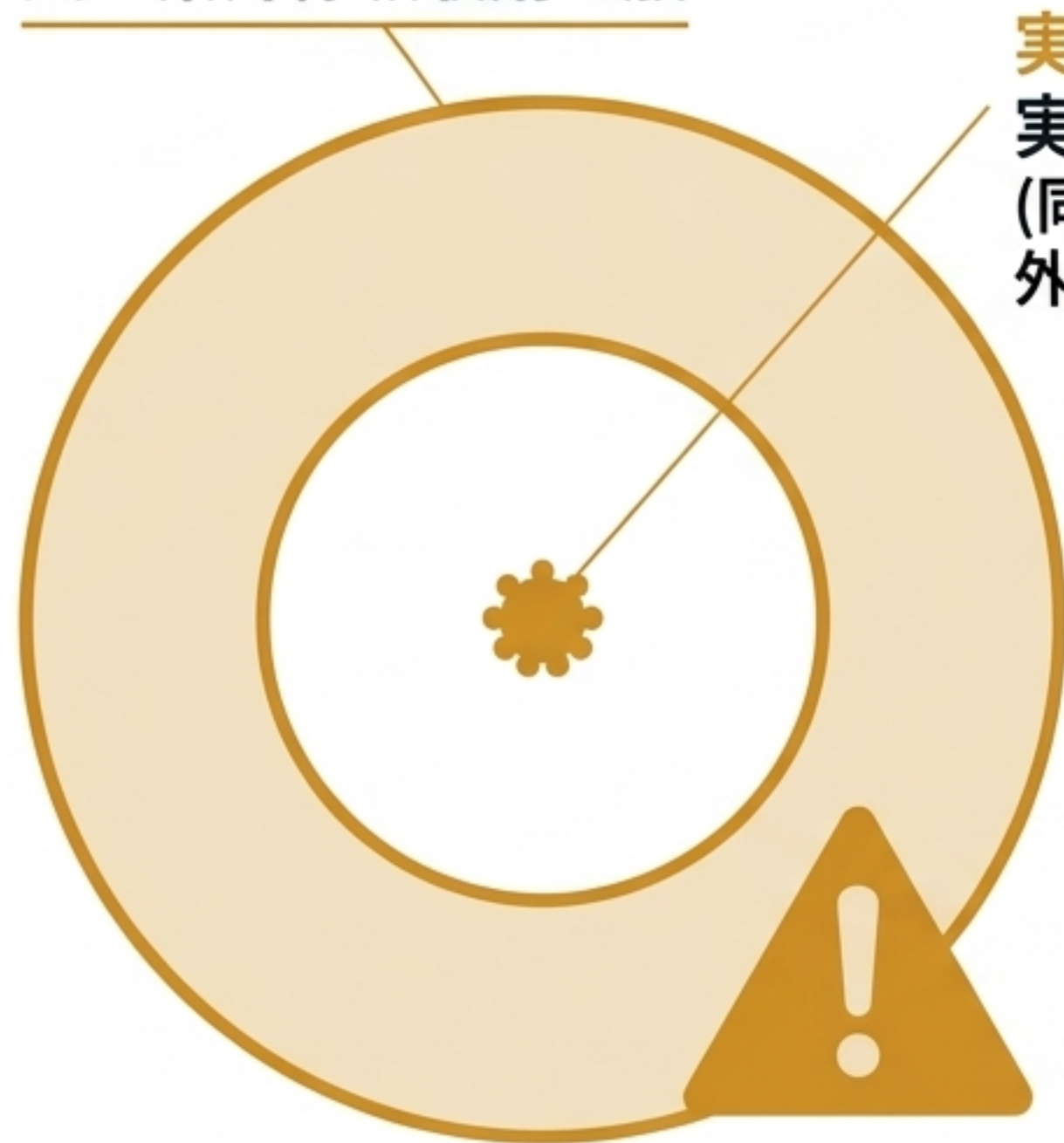


## 効果帰属の厳密化: 比較実験設計の落とし穴

原告（特許権者）は、活性エネルギー線硬化性樹脂の採用による「耐湿熱性」の向上とを主張した。しかし裁判所は、実施例間にシランカップリング剤やイソシアネート化合物等の「交絡要因」が存在することを指摘。

**Verdict:** 効果が請求項記載の構成（樹脂の変更）に由来するとは認め難い。比較実験は厳密な対照（コントロール）が必須。

請求項の範囲: 分子量700以上の  
広い紫外線吸収剤一般



実施例の範囲:  
実施例1~5  
(同一・特定の紫  
外線吸収剤のみ)

未検証の  
広大な領域

実施例の範囲: 実施例1~5  
(同一・特定の紫外線吸収剤のみ)

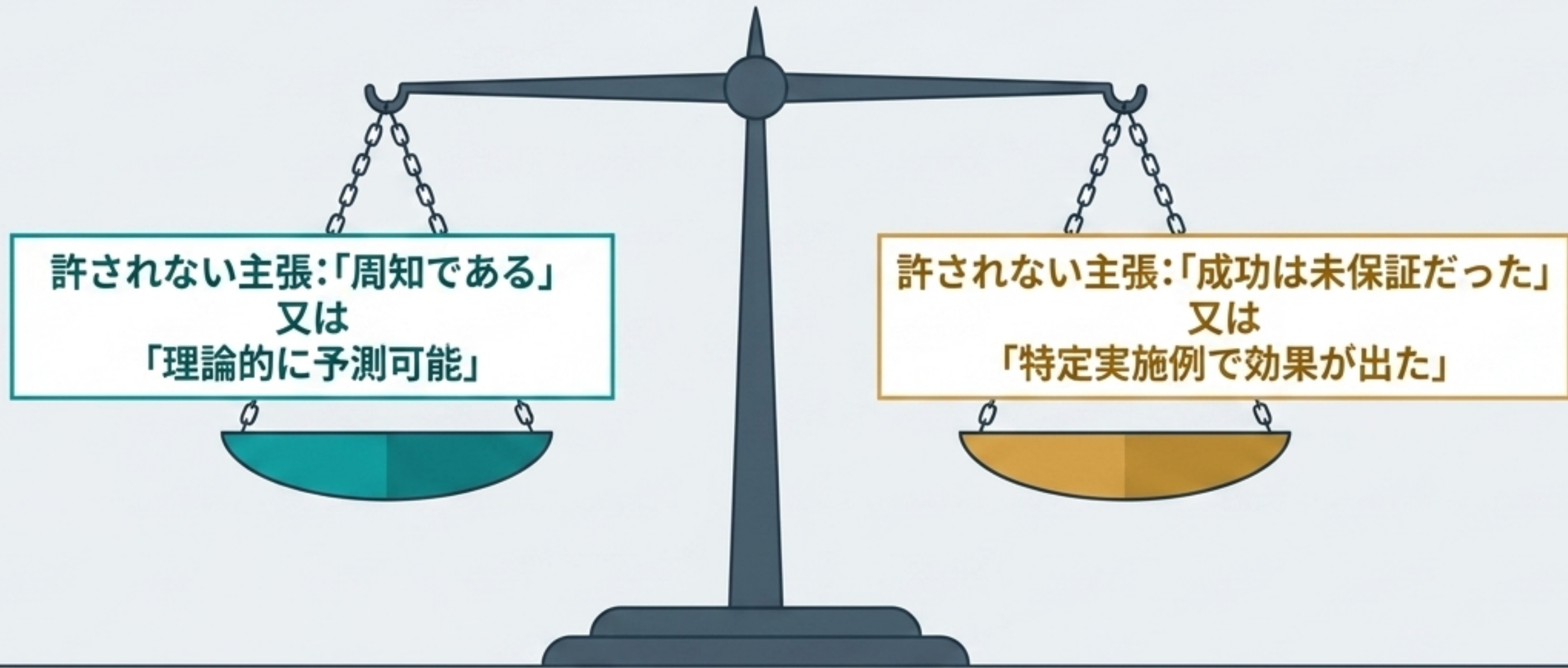
## 第10023号事件: 請求項全域性の 厳格な要求

審決は、フィルムの濁度変化量ゼロという効果を「予測不能な顕著な効果」として認めた。しかし、請求項が広範な化合物群を包含しているのに対し、明細書の実施例は特定の紫外線吸収剤に極端に集中していた。

### Verdict:

実施例の特定の良好な結果を、構造や分子量が異なる広い化合物群全体（数値範囲の下限近傍まで）に外挿（一般化）することはできない。

## 裁判所が求めるのは「抽象的な定型句」の排除と「論理の精密化」



進歩性判断は、拒絶側にも権利者側にも一方的に有利なものではない。  
両判決を統合すると、動機付けの「具体的契機」と、効果の「請求項全域への帰属」を  
証拠に基づき中立的かつ精密に検証する、という一貫した厳しい姿勢が浮かび上がる。

# 出願・権利化実務への示唆

<h2>1. 上位概念・周知材料の選択</h2>	<p>「周知だから選んだ」とされないよう、下位概念や周知材料を当該用途・材料系で「特に選ぶ理由がなかったこと（阻害要因や課題の特異性）」を明細書の課題・作用・効果と結び付けて記載する。</p>
<h2>2. 広い化合物群・数値範囲の請求</h2>	<p>第10023号事件の「特定実施例の一般化」エラーを防ぐ。代表例を複数配置する。下限・上限近傍の実施例又は比較例を設け、境界の技術的意味を明確化し、構造差があっても効果が維持される根拠を示す。</p>
<h2>3. 比較実験の設計</h2>	<p>第10043号事件の「交絡要因」エラーを防ぐ。ターゲットとする構成要素以外を完全に統一（コントロール）した比較実験を設計し、効果の請求項構成への帰属を明確にする。</p>

# 無効審判・審決取消訴訟への示唆

## 無効主張側の戦略

- 動機付けの立証：「周知技術の単なる列挙」は避ける。主引用発明の課題・作用から副引用文献への「具体的誘導（橋渡し）」を丁寧に構成し、候補の「構造的・機能的適合性」を示して「確認・検討」型動機付けに持ち込む。
- 効果の分断：権利者が効果を主張した場合、「請求項の広さ」と「実施例の偏り」のギャップを突き、効果が請求項全体に及ばないことを指摘する。

## 特許権者側の戦略

- 一般論の打破：審査官や無効請求人が「一般理論（例：屈折率など）」で効果を予測可能と主張した場合、引用文献中の具体例や実験データと理論が「整合しない（逆方向である）」ことを実証的に示す。
- 複合要因の提示：材料分野特有の複合的要因（分散状態、膜厚、相溶性など）を提示し、単一理論では説明し尽くされない技術的困難性を主張する。